

アメリカ連邦倒産法第11章手続における将来債権者の保護 ～日本法への示唆

東京大学大学院修士課程民刑事法専攻
経済法務専修コース 2年 野崎真一

第1章 はじめに

倒産処理手続は、債務者の倒産処理手続開始前の債務を免責する。これがフレッシュスタートの理念である。

一方、現代科学技術とグローバルな市場経済の発展は、地理的には広規模かつ多くの被害者が発生する大規模不法行為を現実的なものにした。このような大規模不法行為は、損害の発生が不法行為時とは異なること、損害の発生が将来のある一定時点で発生するため、被害者は自分が被害者であるという事実を認識していないこと、の2点を特徴としている。倒産処理手続は、損害が発生していない将来債権¹も免責の効力の対象とってしまうのであろうか。(省略)

以上の問題意識に基づき、本稿では、わが国の会社更生手続に相当するアメリカ合衆国連邦倒産法第11章手続(以下「第11章手続」)係属中における将来債権者の手続的保障の問題と実務を紹介し、それを指針にわが国の会社更生手続における将来債権者の手続的保障のありかたについて考えてみたいと思う。

第II章 第11章手続の概要

第II部では第11章手続の概要を説明する²。そうすることで、将来債権者に関する個々の法的論点がより解りやすくなると思われる。

Ch.11手続は、債務者の申立て(以下「自発的破産」)もしくは債権者の申立て(以下「非自発的破産」)により、開始される。
(省略)

Ch.11手続の申立てにより、債務者に対するあらゆる債権回収行為(担保権の実行・強制執行・訴訟等)は自動的に停止される。これを包括的自動停止命令という。そしてCh.11手続及びそれに関連する全ての事件は、申立てがなされた司法管轄区域を担当する連邦控訴裁判所が任命した破産裁判官によって審理される。(申立てがなされた司法管轄区域を担当する連邦地裁が別段の決定または命令をしたときはこの限りではない。)また破産裁判官の決定・命令に対する上訴の申立ては、その破産裁判官が所属する司法管轄区域を担当する連邦地方裁判所に対してしなければならない。この包括的自動停止命令と全事件の破産裁判官への原則的移送という申立の効果は、破産財団の散逸防止と紛争の統一的な解決を可能にする。

Ch.11手続を申立てる際、債務者は破産裁判所に債権者名簿、資産負債表、当期収支表、債務者の貸借対照表と損益計算書を提出しなければならない。債権者名簿に記載されている債権者については、それが争いのあるもの、未確定のものとして名簿に記載されている場合を除き、その債権または権利の証拠の提出がなされたものとみなされる。一方、債権者名簿に記載されていない債権者に対しては、債務者は破産裁判官が定める所定の期間(以下「債権届出期間」)までに、自分の債権とその債権が存在することを証明する証拠を届け出なければならないこと

¹ 本稿の将来債権は次のように定義される。「主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生を基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっている。」(最大判昭和56年12月16日民集35・10・1369〔大阪国際空港損害賠償請求事件〕)

² 高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』(商事法務研究会,1996)

を通知しなければならない。どの程度の通知がなされるべきかについては、ケース・バイ・ケースである。

利害関係人による異議の申立てがなされないかぎり、届出がなされた債権は認容されたものとみなされる。認容された債権者は、再建計画案の採否を決定する利害関係人集会における議決権の行使と、再建計画案に基づく弁済を受ける法律上の地位を保障される。一方、届出をしなかった債権者は、議決権の行使と弁済を受ける法律上の地位を失ってしまう。したがって、債権届出期間の長さは慎重な考慮を要する問題である。

(省略)

合意された再建計画案は、合理的な投資判断を下すに必要な程度において、全ての利害関係人に対し事前に開示されなければならない。典型的な開示方法として、計画案、計画案の要旨及び破産裁判官が承認した開示説明書の交付が挙げられる。計画案の開示がなされたあと、計画案の採否を問うための利害関係人集会が招集される。計画案受諾の採否は多数決投票により決定される。最終的には破産裁判官の認可により、再建計画案に効力が与えられる。認可された計画案は、計画案により債権者の債権・権利が減損されているか否かを問わず、また、それらの者が計画案を受諾したかどうかを問わず、全ての債権者・権利者を拘束し、計画案に記載されていない債権・権利は免責の効力の対象にされる。これが計画案認可の効力である。

以上が第11章手続の概要である。

第III章 Mass Tort Bankruptcy (以下「大規模不法行為型 Ch.11手続」)と将来債権者

第III章では、将来債権者の手続保障がCh.11手続上活発に議論されるに至ったその歴史的背景を説明する。

大規模不法行為型 Ch.11手続とは、大規模不法行為を原因とする損害賠償請求訴訟(個別訴訟・クラスアクション型団体訴訟等)の係属中に、被告企業が第11章手続の開始申立てをする第11章事件を指す。大規模型 Ch.11手続の特徴として、次の2点が指摘されている。

- 不法行為時と損害発生時が異なること。
- 損害が顕在化している現在債権者の数がCh.11手続開始時点で10,000人を超えること、将来債権者の数が最終的には100,000人を越えるであろうことが予測されること。

大規模不法行為型 Ch.11事件の大多数は、製造業による申立てが殆どである。申立てをした製造業の殆どは、発癌性が実証されているアスベスト含有の産業用資材を過去に製造したことがある製造業である。ただし女性用避妊器具の商品化を進めていたA.H. Robins事件、シリコン性乳房の商品化を進めていたDow Corning事件など、アスベスト業種意外の事案も一部報告されている。

2000年以降のアスベスト業種関連の大規模不法行為型 Ch.11事件件数は20件を超えており、今後ますます増えることが予測されている。

(省略)

第IV章 大規模不法行為型 Ch.11事件における法的論点

将来債権者が多数存在する大規模不法行為型 Ch.11事件において、Ch.11手続をそのまま適用した事件の処理は不可能である。第IV章では、大規模不法行為型 Ch.11事件に特有な法的論点とそれに対する実務、アスベスト条項及び提唱されている有力な立法論をそれぞれ紹介する。

第1節 連邦倒産法における「破産債権」の定義と将来債権

11 U.S.C. 101(5)は「破産債権」を次のように定義している。「(A)判決の有無、金額が確定しているかどうか、条件付であるかどうか、期限の到来・未到来、争いの有無、普通法上のものか・衡平法上のものか、担保付か・無担保か、を問わず、支払

いを受ける権利、または、(B)債務不履行が支払いを求める権利を発生させるときは、債務不履行につき衡平法上の救済を求める権利をいう。破産債権に該当しない権利はCh.11 手続上の議決権の行使と弁済を受ける法律上の地位を与えられないが、免責的効力の対象にもならない。そこで将来債権の破産債権適格性が問題となる。

この点に関する、判例の考え方は錯綜としている。しかし考え方を大きく分けると、「将来債権は破産債権ではない」という考え方と「将来債権は破産債権である」という考え方に分けることができる。

「将来債権は破産債権ではない」と考える前者の立場は、(1)将来債権はCh.11 手続から全て除外されるべきであるという考え方と(2)将来債権者はCh.11 手続の成り行きに重要な利害関係を持つ存在であり、それゆえ利害関係人として、できるかぎり手続上の地位を認めるべきであるという考え方に分かれる。

(1)は、発生原因が全部揃っていない将来債権をCh.11 手続上の免責的効力の対象にしてしまうことは妥当性に欠けると考える。この考え方が妥当性に欠けることは第1章で既に述べた。(2)は、将来債権者に「利害関係人として、手続係属中いかなる問題についても問題提起ができる」手続的地位を認める。将来債権者を§1109(b)項の「利害関係人」として考えるメリットとして、破産債権届出期間の問題の回避が挙げられる。デメリットとして、将来債権が免責的効力の対象になるのかどうかという問題を残したままCh.11 手続が終了してしまうこと、そのため手続終了後の債務者の法的地位が不安定であるということ、等が挙げられる。免責的効力の対象にならないと仮に考えた場合、Ch.11 手続を利用した大規模不法行為の解決は、その目的を達成できないことになってしまう。しかし免責的効力の対象になると考えた場合、将来債権者はCh.11 手続上の権利を与えられないまま、免責的効力の対象にされてしまう。つまり将来債権者の法律上の地位は現在債権者に劣後してしまうことになる。これは、債権者平等原則に明らかに反している。

なおアスベスト条項は、将来債権者を破産債権とは異なる「請求権的債権」として扱っているという点において、(2)に近い考え方であると言える。

「将来債権も§101(5)の定義にあてはまる」と考える後者の立場は、発生することが予測される将来債権のうち、どの範囲のものを破産債権とすべきかをめぐり、(1)州法理論(“Accrued State Theory”)、(2)行為理論(“Action Theory”)と(3)接触関係理論(“Prepetition Relationship Theory, Pre Confirmation Theory”)の3つの考え方に分かれる。

州法理論は、まず発生している将来債権は破産債権であることを確認し、将来債権の準拠法である州法の時効規定が発生の当否を決定すると考える。準拠法を基準に破産債権になる将来債権の破産債権適格性を決めてしまう州法理論に対しては、発生地という偶然的要素で破産債権適格性を決めてしまうのは妥当性に欠けるという批判がなされている。

行為理論は、Ch.11 手続開始前の不法行為を原因として発生する将来債権は全て破産債権であると考え、将来債権の破産債権適格性を最も広く捉える立場であり、§101(5)の文言に最も忠実である。ただし行為理論の「行為」とは、その性質上高度に危険であり、かつ損害賠償請求権の発生が現実視されるものに限定されなければならない。不法行為原因が曖昧な財産上の請求権も破産債権にしてしまうことは妥当性に欠ける。そこで、将来債権の発生が現実視されるような「行為」とは何か、その認定に関するメルクマールが求められる。

接触理論は、将来債権の発生原因がCh.11 手続開始前に行われたことという要件に、将来債権者と発生原因の間に一定の接触関係(壊れることが予測されている製品の購入、環境汚染物質との接触関係等)があったことを要求する。接触関係の時期につ

いては、接触関係がCh.11 手続開始前にあったことを要求する考え方(“Pre Petition Theory”(以下「手続開始前接触関係理論」))と接触関係が計画案認可前までにあったことを要求する考え方(これが“Pre Confirmation Theory”(以下「計画案認可前接触関係理論」))という二つの考え方がある。接触関係理論に対しては、同じ発生原因から発生する将来債権の中に、破産債権になるものと破産債権にならないものという区別を設けることが果たして妥当なのかという批判がある。

以上の判例に対し、National Bankruptcy Review Commission(以下「NBC」)は、将来債権の破産債権的確性に関する次の立法論を提唱している。次の3つの要件が同立法論の骨格を形作っている。

- 将来債権も破産債権であること。
- 破産債権の適格性判断基準として行為理論をベースにすること。
- 紛争が成熟していること。(成熟性を判断する基準として、多数の損害賠償請求訴訟が債務者に対して提起されていたことが挙げられている。)

第2節 将来債権者全員の利害を代表する Future Claims Representative (以下「将来債権者代表者」)

大規模不法行為型Ch.11 事件は利害関係人全員の問題である以上、原則として取引債権者や社債権者の利益を代表する無担保債権者委員会、被害が顕在化している損害賠償請求権者の利益を代表する無担保債権者委員会、担保債権者委員会、株主委員会がそれぞれ設置される。

他方、自分が被害者であることを全く認識していない将来債権者が全員Ch.11 手続に参加することは殆どありえない。また同じ発生原因から損害が発生しているとはいえ、現在の被害者と将来の被害者の利害は互いに対立関係にあると言える。そこで、将来債権者全員の利益を代表する独立機関が必要になる。破産裁判官はそのような機関として、米国管財人協会に登録されている管財人の中から将来債権者全員の利益を代表する将来債権者代表者を選任する。

将来債権者代表者は連邦倒産法上の法定機関ではない。破産裁判官は、関係当事者間の衡平性を確保するために与えられている裁判上の包括的権限(“equitable powers”)に基づき、将来債権者代表者を任命する。将来債権者代表者は「善良な管理者」としての注意義務と忠実義務を全ての将来債権者に対して負っており、将来債権者全員の利益最大化のために、§504以下の権限を与えられている。アスベスト条項は、将来債務の免責条件として、将来債権者代表者の設置を要求している。

なお、NBCは現行制度の枠内で設置される将来債権者代表者の権限では、将来債権者の利益が適切に保護されない場合があると主張している。その具体例として、NBCは破産債権届出期間の問題を挙げている。被害が発生していない将来債権者に破産債権届出期間の遵守を求めるのは過酷である。にもかかわらず現行法の枠組で設置される将来債権者代表者は、将来債権者のために、将来債権の一括届出と議決権の一括行使ができる権限を与えられていない。そこでNBCは、将来債権者代表者による将来債権の一括届出と議決権の一括行使を認めるべきであるという立法論を提唱している。ただし将来債権者の中には、将来債権者代表者による議決権の一括行使を望まない者もいるだろう。そのような者については、将来債権者代表者の代表から脱退できるという形で、議決権を直接行使できる法律上の地位を保障している。この立法論もわが国の倒産法における将来債権者保護の問題を考える際に、参考にすべき考え方である。

第3節 破産債権届出期間

将来債権も破産債権であると考えた場合、届出をしなかった将来債権者は議決権と再建計画案に基づく弁済を受ける法律上の地位を失ってしまう。しかし多くの将来債権者は、加害者で

ある債務者について Ch. 11 の手続開始決定がなされた事実を知らない。現在の被害者にも同じことが言える。なぜなら、被害者は加害者を知っているとは限らないからである。

このような将来債権者や現在債権者が多数存在する大規模不法行為型 Ch. 11 事件において、届出をしなかったことに伴う効力をそのまま適用してしまうことは妥当性に欠ける。そこで第 3 節では債権届出期間に関する実務上の運用をいくつか紹介したい。

実務上の運用を大きく分けると、議決権の行使と弁済を受ける法律上の地位を失うとした運用と議決権の行使のみを失うとした運用の 2 つに分かれる³。下の表は、債権届出期間に関するいくつかの運用事例をまとめたものである。

(編集の都合上、図は全て省略した。)

債権届出期間を設定した場合、将来債権者に対する債権届出期間の通知が問題となる。この点、将来債権者の特定化が不可能である以上、将来債権者に対する債権届出期間の通知も不可能であるという考え方があり。しかしそれでは、将来債権者を Ch. 11 事件から除外すべきであるという結論に帰結してしまう。そこで通知方式を工夫する必要性が出てくる⁴。

下の表は、大規模不法行為型倒産事件において実際に行われた通知とその通知に基づいて届出をした被害者の数をまとめたものである。

事件名	通知方式	債権を届け出た現在債権者及び将来債権者の総数
Eagle Pitchers	手続開始前の段階で損害賠償訴訟を提起していた全ての被害者に対しては、債権届出期間に関する通知書と届出に際して必要な書類が郵送された。債務者が把握していない現在の被害者及び将来の被害者に対する通知方式として、全米に著名な 90 の新聞紙や労働組合関連雑誌に、開始決定と債権届出期間に関する広告が掲載された。またフリーダイヤル番号も開設された。	162,000 人。(うち議決権を行使した権利者の数は 91,500 人。)

(図は一部省略した。)

第 4 節 総被害額の査定

大規模不法行為型 Ch. 11 事件においては、総被害額 (Ch. 11 事件開始決定時点で損害が既に発生している現在債権者及び損害がまだ顕在化していない将来債権者の被害を合計した金額を指す) が査定される。総被害額は再建計画案の遂行可能性を判断する際の判断基準を構成し、再建計画案に基づいて設置される信託財団の規模を決定する。

しかし総被害額は予測値でしかない。実際に発生する総被害額と異なる可能性がある。そこでどのような手続及び手法に基づいて、総被害額を査定すべきかが問題となる。

³ S. Elizabeth Gibson, *Case Studies of Mass Tort Limited Fund Class Action Settlements & Bankruptcy Reorganizations* (Federal Judicial Center, 2000), p.g. 193 n.492 ([http://www.fjc.gov/public/pdf.nsf/lookup/MassTort.pdf/\\$file/MassTort.pdf](http://www.fjc.gov/public/pdf.nsf/lookup/MassTort.pdf/$file/MassTort.pdf))

⁴ Mullane v. Central Hanover Bank & Trust 339 U.S. 306 (1950)

総被害額の査定方法として、破産事件が係属している司法管轄区域の連邦地裁による、人的損害または不法死亡等による損害賠償請求事件の審理と賠償額の査定がまず考えられる。この場合の総被害額とは、届出をした各被害者の損害額の合計金額を指す。この査定手法を利用するメリットとして、被害者の手続的保障の要請が充足されること、将来債権者の議決権額を確定できること、が挙げられる。しかし大規模不法行為型 Ch. 11 事件においては、届出をした被害者の数は 100,000 人を超えるのが通常である。そのような事態において、連邦地裁が一人一人の損害額を丁寧に審理することは、破産財団を枯渇させかねないぐらいにコストがかかることである。したがって法第 28 号 157 条 (b) (5) の手続に基づく総被害額の査定は不可能である。

実際に行われている被害総額の査定方法として、利害関係人の交渉と合意に基づく査定方法⁵と § 502(c) 手続に基づく査定方法がある。

関係当事者間に、大規模不法行為を構成する企業行動と発生することが予測される損害間の因果関係をめぐって見解の対立がある場合⁶、紛争解決に向けた和解として、総被害額が合意される場合がある。しかし合意に基づく総被害額の査定は、因果関係が立証されていないといった特殊事情がある場合に限定して利用されるべきである。なぜなら裁判所の関与がない状態で総被害額が合意されてしまうと、低すぎる金額で合意されてしまう可能性があるからである⁷。

§ 502(c) は、条件付債権や金額未確定債権の認容に際して、金額を確定するための手続である。しかし § 502(c) は、再建計画案の遂行可能性を判断する際の基準となる総被害額の査定及び議決権額の査定にも利用されている⁸。破産裁判官が § 502(c) に基づいて総被害額を査定する場合として、関係当事者間の中で総被害額をめぐって争いがある場合があげられるが、§ 502(c) に基づいて査定された総被害額は、関係当事者間の交渉で調節できると考えられている⁹。

総被害額の査定は、届出をした被害者の中からサンプリングされた者を対象に、詳細なアンケート調査が行われることから始まる¹⁰。アンケート調査結果は集計され、総被害額を査定するためのデータベースを構成する。各種委員会及び将来債権者代表者は、総被害額を査定する際の基礎書類としてこのデータベースを利用し、破産裁判官が主催する審問手続において査定額を報告する。破産裁判官は報告結果を参考に、下記の事項を考慮に入れた総被害額を査定する¹¹。

- 債務者の過去の事業活動が主な考察対象であること、産業全体の動向は参考資料にしかすぎないこと。
- 総被害者の数も推定されること。
- 発生が予測される疾病の性質区分ごとに被害額を査定する

⁵ 破産裁判官の関与がないまま、利害関係当事者間の交渉で総被害額が査定された事案として、UNR 事件を参照。

⁶ Dow Corning 事件では、人体内で破損したシリコン素材から漏れたシリコン液状と観察された人体の疾病 (慢性的疲労・癌・記憶喪失・慢性的な痛み・不眠症等) の間の因果関係は最後まで立証されなかった。

⁷ S. Elizabeth Gibson, *Id.* at 186

⁸ *In re Farley, Inc.*, 146 B.R. 748, 753 (Bankr. N.D. Ill. 1992)

⁹ Eagle Pitchers 事件では、総被害額が \$25 億ドルに査定されたあと、再建計画案に反対していた無担保取引債権者委員会の合意を得るために、関係当事者の合意で総被害額が 20 億ドルに調節された。

¹⁰ A.H. Robins 事件においては、サンプリングされた被害者 6000 人を対象にアンケート調査が行われた。

¹¹ *In re Eagle-Pitcher Indus., Inc.*, 189 B.R. 681 (Bankr. S.D. Ohio 1995)

こと。

- 民事紛争の解決として、債務者と被害者が Ch.11 開始決定前に合意した和解金額も考慮に入れること。
- 将来債権を評定する場合、まずその総額を評定し、次に一定の利率に基づく割引現在価値を算定すること¹²。
- 損害賠償請求権の発生とその弁済の間には時間的なずれがあること、総被害額の評定に際しては、その時間的なずれも考慮に入れること。時間的なずれの代償として、一定の利率を選ぶこと。

上記の事項を考慮に入れた評定方法が複数ある場合、破産裁判官は事案に最も妥当な評定方法を選ばなければならないが、どの方法を選ぶかについては幅広い裁量権限が与えられている¹³。

なお評定された総被害額は、各被害者が信託財団から受け取る配当金額に一切影響を与えない。配当金額は、信託財団との交渉・仲裁・訴訟に基づいて確定される。

第5節 再建計画案の認可

再建計画案の認可については、将来債権者の議決権額、現在債権者と将来債権者の組分け、及 債務者の免責、という3つの論点がある。

将来債権者の議決権額

議決権額の評定方法として、法第 28 号 157 条(b)(5)による評定と § 502(c)による評定が考えられる。法第 28 号 157 条(b)(5)による評定は不可能である以上、破産裁判官は § 502(c)に基づいて、将来債権者の議決権額を一律\$1、つまり一人一票に設定する¹⁴。

現在債権者と将来債権者の組分けに関する問題

将来債権者の総被害額は現在価値に割り引かれるため、組分けに際しては、現在の被害者と将来の被害者は同じクラスに分類される。同じ無担保権者であるという理由で同じクラスに分類してしまうこの実務の運用に対しては、現在債権者と将来債権者の間にある利害関係の対立を無視しているという批判がなされている。しかしこの批判に対しては、将来債権者の利益を適切に保護するための種々のメカニズムが連邦倒産法の中に構築されている以上、現在債権者と将来債権者を同じ組に分類してしまうことがそのまま将来債権者の不利益になるわけではないという反論がある¹⁵。

債務者の免責

再建計画案の認可により、債務者は再建計画案に記載されていない債務を免責される。この免責的効力の実効性を確保するために、破産裁判官は計画案の認可と同時に、“channeling injunction order” (以下「差止的移送命令」)を下す。この差止的移送命令とは、手続最終後に債務者を相手として損害賠償請求訴訟が提起された場合、その訴訟は全て停止され、再生計画案に沿って設置される信託財団に移送されなければならないことを定めた裁判所命令である。アスベスト条項は、連邦倒産法上差止的移送命令を確認した最初の規定だが、この差止的移送命令の有効性はアスベスト訴訟以外の事案においても、判例法理としての地位を確立している¹⁶。

なお NBC は、差止的移送命令をアスベスト訴訟以外の事案においても適用できる方向で連邦倒産法を改正すべきであるとい

¹² 現在価値に割り引くことで、組分けに際して将来被害者と現在被害者を、同じクラスの中に分類ことが実務的に可能となる。

¹³ *In re Seaman Furniture Co., Inc.*, 160 B.R. 40, 41(S.D.N.Y 1993)

¹⁴ 被害が既に発生している現在債権者の議決権額も一律\$1に設定される。*In re A.H. Robins Co.*, 88 B.R. 742, 747 (E.D. Va. 1988)

¹⁵ *Ortiz v. Fibreboard Corp.*, Id. at 2321 n. 34

¹⁶ *In re A.H. Robins*, 880 F.2d 694 (4th Cir. 1989)

う立法論を提唱している。

第V章 Ch.11 事件最終後の問題

大規模不法行為型 Ch.11 事件においては、被害者の配当原資となる信託財団及びその管理と配当金の支払いを担当する配当金支出機構(“claims resolution facility”)が設置される。信託財団は債務者が発行する証券(債務者が発行する普通株式・社債・租税還付請求証券等)及び、その債務者の将来なすべき配当・支払によって形成される¹⁷。なおアスベスト条項は、被害者の配当原資となる信託財団の設置を債務免責の条件としている。

信託財団のキャッシュフローは、専ら債務者が定期的に信託財団に対して支払う配当金・利子・現金が中心だが、財団規模の最大化を図るために、株式市場の動向に合わせて債務者発行株式の売却や営業譲渡が行われたケース¹⁸も報告されている。財団が有限であるのに対し、実際に発生する総被害者数と被害分布が総被害額の評定に際して予測された総被害者数と被害分布と異なる可能性がある。また信託財団のキャッシュフローが配当金の支払いを請求する債権者数に対応できない事態も発生しうる。したがって財団資金は常に枯渇のリスクにさらされていると言える。その上、配当金額の確定にかかるコストは全て信託財団が負担する。そこで信託財団の設計を巡る争点は、被害者一人一人が受け取る配当金の確定にかかるコストを必要最小限に止めつつ、各被害者の性状の違いや裁判を受ける権利をどこまで配慮するべきか、という点にあると言える。

具体的には次の事項を考慮に入れた設計をしなければならない¹⁹。

- 信託財団の設計に際しては、予測できない事態に対処できるだけの柔軟性を盛り込むこと。
- 総被害額と信託財団資産の間にバランスを保つこと。
- 配当金額確定にかかるコストを最小化しつつ、各被害者の性状・属性に配慮した配当金確定手続を設計すること。
- 財団浪費の防止を図るために、金融専門家や経営専門家のアドバイスを適宜受けること。
- 法律関係を単純にすること。

下の表は、Manville Trust と Dalkon Shield Trust の信託財団の構成、配当金額確定手続、及び信託財団のパフォーマンスをまとめたものである。

	Dalkon Shield Trust ²⁰
配当金確定手続	債権者はあらかじめ用意されたいくつかの選択肢の中から、自分が最も妥当と考える配当金確定手続の一つを選ぶ権利を与えられた。以下がその選択肢の内容である。 被害が軽微であった者、Dalkon Shield の使用を証明できない者については、一律\$725 の支払いを迅速に受けることができる。

¹⁷ 信託財団が債務者の単独株主もしくは筆頭株主になるケースが多い。

¹⁸ A.H. Robins 事件と Eagle Pitcher 事件では、債務者の営業譲渡により、信託財団を構成していた債務者発行株式・社債は全て現金化された。

¹⁹ Marianna S. Smith, *Resolving Asbestos Claims: The Manville Personal Injury Settlement Trust*, 53 L&Contemp. Probs. 35

²⁰ Kenneth R. Feinberg, *The Dalkon Shield Claimants Trust*, 53 L&Contemp. Probs 79-112, Georgene M. Vairo, *The Dalkon Shield Claimants Trust: Paradigm Lost (Or Found)?*, 61 Ford.L.Rev. 617-660

	<p>Dalkon Shield を使用した経歴があり、かつ Dalkon Shield に起因して発生することが知られている損害が顕在化している被害者で、因果関係の証明が難しいと考えられる者については、手元にある医療証明書を配当金支出機構に提出することで、\$850 から\$5500 の支払を受けることができる。</p> <p>Dalkon Shield を使用した経歴があり、かつ Dalkon Shield に起因して発生する被害が顕在化している者で、因果関係の立証が容易であると考えられる者については、配当金支出機構の方から、疾病の性質に応じた配当金額(過去の和解額に近い水準の金額)のを提案される。金額に不満な者は配当金支出機構が別途指定した日程において、担当者と配当額を協議できる。それでも金額について不満がある者は、裁判所に対し、仲裁もしくは訴えを申立てることができる。ただし訴えを提起した債権者の弁済順位は、選択肢 と を選んだ債権者及び選択肢 を選んだ債権者の中で、訴えもしくは仲裁手続を選択しなかった債権者に劣後する。</p>
信託財団のパフォーマンス	<p>1998 年に配当金の支払いを終えた。残余財産は、American Home Products に還付されず、二次配当財源に回された。</p> <p>請求者の総数は 199,000 人、その内訳は選択肢 を選んだ被害者の数が 132,000 人、選択肢 を選んだ被害者の数が 18,000 人、選択肢 を選んだ被害者の数が 49,000 人という結果が出た。選択肢 を選んだ 49,000 人のうち、配当金確定訴訟を提起した被害者の数は、わずか 100 人程度でしかなかった。(配当金確定訴訟を提起した被害者の平均的な配当金額は\$53,585。)</p>

(編集の都合上、マンビルトラストの事例は省略した。)

第 VI 章 日本法への示唆

アメリカ法の議論を踏まえ、第 VI 章では会社更生手続における将来債権者の手続的保障のあり方について考察する。

第 1 節 将来債権は更生債権なのか

会社更生法第 2 条は更生債権を「更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権権」であると定義する。将来債権は更生債権に該当するのであろうか。大規模不法行為型 Ch.11 事件と同じ問題が、会社更生手続においても問題となる。

この問題を考えるとき、破産法における破産債権の議論が参考となる。破産法における破産債権は 財産上の請求権であって、破産者に対するものであり、その強制的実現を求めることができ、かつ 破産宣告前の原因にもとづくものでなければならないと考えられている。破産宣告開始前の意義については、一部具備説と全部具備説が対立していたが、現在では一部具備説に統一されている。一部具備説の下では、破産債権の発生原因の全部が破産手続開始前に全て備わっている必要はなく、主たる発生原因が備わっていれば金額が未確定であっても、破産債権の発生を認めることができる²¹。強制的実現が可能であること、という要件により、発生原因が曖昧な財産上の請求権は破産債権から除外される。つまり、強制的実現の可能性というメルクマールにより、発生が確定視される将来債権と発生原因が曖昧な将来債権が区別され、前者のみを破産債権とすることができる。

では破産法上の将来債権に関する以上の考え方を、会社更生手続にもそのまま準用していいのであろうか。この点、破産法

の考え方と会社更生法の考え方を別異に解しなければならないような会社更生法固有の政策的利益が存するとは考えられない。そして将来債権は更生債権であると考え運用のほうは、異なると考える運用よりも、将来債権者の保護につながる。そこで破産法上の将来債権に関する以上の考え方を、そのまま会社更生手続にも準用してよいと解する。

第 2 節 将来債権者代表者の役割を果たす代理委員制度

平成 14 年度の会社更生法の全面改正により、倒産処理について最も利害関係を有する債権者、株主の意思が更生手続の進行に反映される途を拡大・強化するために、更生債権者をもって構成する更生債権者委員会、更生担保権者をもって構成する担保権者委員会、株主等をもって構成する株主委員会が更生手続に開与できる途が開かれた。

ただし更生債権者委員会・株主委員会・担保権者委員会を細分化した委員会の設置は認められていない。したがって取引債権者、損害が既に発生している現在の被害者、損害がまだ顕在化していない将来の被害者は、単一の更生債権者委員会によってその利益を代表されることになる。しかし、将来債権者と現在債権者の間には利害関係の対立がある以上、一つの更生債権者委員会が全当事者の利益を適切に代表できるとは考えられない。そこで大規模不法行為型 Ch.11 事件における運用と同じく、将来債権者の利益を適切に代表できるような独立機関の設置が必要となる。

更生裁判所は、「共同の利益を有する更生債権者等又は株主等が著しく多数である場合において、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる」とされている。将来債権が多数発生することが予測されるような事案においては、複数の代理委員を選任することで、取引債権者・損害が既に発生している現在の被害者・損害が発生していない将来の被害者、それぞれの細かい利益を適切に代表できる機関の設置が可能となる。

第 3 節 更生債権届出期間

アメリカ連邦倒産法とは異なり、会社更生法第 42 条は更生手続開始の決定と同時に定めるべき事項の一つとして、更生債権等の届出をなすべき期間を挙げている。更生債権届出期間内に届出をしなかった更生債権者は、更生手続に参加することができない。つまり届出をしない更生債権者は、議決権の行使と弁済を受けることができる法律上の地位を失ってしまう。そこで届出をしない場合の効力を、将来債権者にも適用していいかが問題となる。

この点、更生裁判所が将来債権者全員の利益のために代理委員を選任した場合、その代理委員は将来債権者全体のために、更生手続に属する一切の行為をすることができる。具体的には、「裁判外において管財人等と折衝をする権限、権利の届出をする権限(会社更生法第 138 条以下) 債権調査期間において異議を述べる権限(147 条以下) 関係人集会の呼出しを受ける権限(115 条以下) 更生計画案について議決権を行使する権限(189 条、193 条以下) 更生計画にもとづいてなされる弁済を受領する権限等」が挙げられる²²。権利の届出と議決権を行使できる権限が与えられているという点において、将来債権者全体の利益を代表する代理委員は、大規模不法行為型 Ch.11 事件において設置される将来債権者代表者よりも幅広い権限が与えられていると言える。したがってわが国の会社更生法の下では、代理委員が設置される限り、将来債権者が更生債権届出期間を遵守できないという事態は考えられない。

ただし将来債権者の中には、自らの意思で議決権を行使したいと望む者もいると思われる。そのような者については、代理

²¹ 伊藤眞『破産法全訂第 3 版補訂版』(有斐閣,2001)160 頁

²² 宮川・須藤・前掲注(85)147 頁

委員の代表から脱退できる機会が与えられなければならない。そこで、あらゆるメディアを活用した更生手続の開始及び議決権者の確定に関する基準日の公告がなされるべきである。

第4節 総被害額及び議決権額の評定

更生計画案は遂行可能なものでなければならない。可決された更生計画案が遂行可能なものかどうかを判断するためには、総被害額を評定しなければならない。そこでいかなる手続に沿って総被害額の評定をすべきかが問題となる。

金額が確定していない債権は一般調査期日において、管財人もしくは他の更生債権者・株主等から異議申立ての対象になることが予測される。異議の申立てがなされた場合の更生債権の確定は、まず査定の申立てに対する裁判という決定手続によって確定を図り、査定の申立てに対する更生裁判所の決定に対して不服がある場合には、査定の裁判に対する異議の訴えという訴訟手続により行われる。査定の申立てに対する裁判所の決定もしくは査定の裁判に対する異議の訴えに対する裁判所の判決は、更生債権者等及び株主等の全員を拘束する。

多数の被害者が発生することが予測される事案において、届出をした各被害者を個別に審査することは更生手続の遅延化を招くため、合理性に欠ける²³。この場面でも代理委員制度を活用することで、各債権者の被害額の確定を経ることなく、総被害額を評定することができると思われる²⁴。

なお会社更生法第191条2項4号は、異議の申立てがなされた更生債権者の議決権の額・数は裁判所が定めると規定しているが、どのような方式に基づいて定めなければならないかについては全く定めていない。被害者の議決権額を便宜的に一律\$1と設定している大規模不法行為型 Ch.11 事件の運用を、会社更生法191条2項4号により取り入れることができると思われる。

第5節 更生計画案の認可

更生計画案の認可については、更生計画案の決議に際しての組分け、将来債権者のための配当原資確保、免責という大規模不法行為型 Ch.11 事件と同じ3つの問題がある。

更生計画案の決議に際しての権利の組分け

更生計画案の決議は、更生担保権者・一般の先取特権者・更生債権者・残余財産分配請求権を持つ株主・それ以外の株主に分けて行うことが要求されている。ただし裁判所は必要と認めるときは、「二以上の第168条第1項各号に掲げる種類の権利を一の種類の権利とし、又は一の当該各号に掲げる種類の権利を二以上の種類の権利とする」ことができる。現在債権者と将来債権者の間では利害の対立関係がある以上、更生裁判所は、無担保取引債権者、被害が顕在化している現在債権者、被害が顕在化していない将来債権者という組分けをするべきである。

将来債権者のための配当原資確保

将来債権者のための配当原資確保の手段として信託財団を設置することは会社更生法上認められるのであろうか。会社更生法167条1項は更生計画において定める事項として全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更条項を挙げている。権利の変更条項の内容は、平等原則（ただし、不利益を受ける者の同意がある場合、等差を設けても衡平性に反しない場合はこの限りでない）に抵触しない限り、いかなる内容についても

許容されると思われる。

では、将来債権者については信託財団を通じた配当金額の確定と弁済、取引債権者については券面額に一定のプロラタ率を乗じた配当金額の支給を内容とする更生計画案は、権利の変更条項に関する債権者平等原則の要請に抵触するのであろうか。この点、会社更生法168条1項但書は、条件付債権や更生会社に対して行うことがある将来の請求権について、金額が確定している債権者と別段の定めをしても衡平を害しない場合は、権利の平等条項に反しないと規定している。したがって、将来債権者の配当原資の確保手段として信託財団を設置することは会社更生法上可能であると解される。ただし、配当金の確定に際して変動プロラタ率を採用する場合、将来債権者間の平等原則に抵触する可能性があることに留意しなければならない。

なお第V章でも触れたように、信託財団の設計に当たっては、各債権者の裁判を受ける権利の保障と信託財団浪費の防止の間に何等かのバランスを見出す必要がある。最も成功した Dalkon Shield Trust と失敗した事例である Manville Trust それぞれの運用事例が参考となる。

免責

更生計画案の認可により、債務者は更生計画案に規定されている債権を除き、全ての債務を免責される。では更生裁判所はアメリカ連邦倒産法上の差止的移送命令に類似した裁判所命令を、計画案の認可と併せて下すことができるのであろうか。

この点、訴えの事前の停止と移送を命じる差止的移送命令は、わが国の民事訴訟法には見られない、英米固有の命令形式であると思われる。したがって立法論としてはともかく、解釈論として差止的移送命令を認めることは許されないとと思われる。差止的移送命令の効力に近い運用として、民事訴訟法第137条1項にもとづく、相当の期間内に債務者から信託財団に当事者変更を命ずる補正命令の活用などが考えられる。

おわりに

信託財団の設置は将来債権者の保護を考える上で、重要な問題である。しかし信託財団の設計次第では、信託財団の設置が将来債権者間の債権者平等原則に抵触してしまう事態も出てくる。この論文では信託財団の構成と運用を掘り下げた研究ができなかったため、それを今後の研究課題としていきたい。

以上

編集の都合上、脚注及び本文の一部を省略した。

²³ ただし大規模不法行為型 Ch.11 事件の運用事例を踏まえて、総被害額の合理的な評定のための基礎資料の収集手段として、サンプリングした被害者を対象にアンケート調査を行うことは有益であると思われる。

²⁴ ただし代理委員が、更生債権等査定異議の訴えにおいて、訴訟代理人として訴訟を進行できるかという点については、訴訟代理人の資格を弁護士に限定している民事訴訟法第54条との関係で、問題があるとされている。宮川・須藤・前掲注(85)147頁を参照。